

令和8年度 さいたま市立常盤学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起こりにくい学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立常盤小学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立常盤小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、市の「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II いじめの定義【「いじめ防止対策推進法」第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

III 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

1 いじめの防止

- (1) 学校は、「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもち、教育活動を展開する。
- (2) 学校は、いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつ。
- (3) 学校は、いじめが起こりにくい、安全安心な教育環境を整えるよう努める。
- (4) 学校は、児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- (4) 学校は、児童と児童、児童と教職員間に、共感的な人間関係を築く。
- (5) 学校は、教師自らの体験を語る等、児童に将来への希望が生まれるよう働きかける。
- (6) 学校は、いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深める。

2 いじめの早期発見

- (1) 学校は、いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 学校は、いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。

3 いじめに対する措置

- (1) 学校は、いじめを発見したら、迷わず介入し、止める。
- (2) 学校は、いじめを受けた児童を、絶対に守り抜く。
- (3) 学校は、いじめを受けた児童に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- (4) 学校は、いじめを受けた児童の安全を確保し、いじめの早期解決に努める。
- (5) 学校は、いじめを受けた児童の思いを中心に据え、家庭と連携・協力して、対応にあたる。
- (6) 学校は、いじめを行った児童に対し、成長支援の視点をもち、毅然とした態度で指導する。
- (7) 学校は、いじめが犯罪行為に相当し得ると認める場合には、警察等関係機関と連携する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会【「いじめ防止対策推進法」第22条】

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当職員、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校・地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員

※その他、必要に応じて、構成員以外の関係者を招集する。

(3) 開催

ア 定例会（各学期1回程度開催）

（ア） 学校基本方針に基づくいじめ防止に向けた取組の進捗状況等の確認、定期的な検証

（イ） 児童や保護者・地域に対する情報発信や意識啓発についての協議等

（ウ） 重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）への対応

イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

（ア） 教職員の共通理解と意識啓発

（イ） 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

（ウ） いじめ防止に向けた取組の進捗状況や、校内体制等の確認

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（ア） いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の集約

（イ） 発見されたいじめ事案への対応と方針の検討

（ウ） 対応の進捗状況の共有

2 子どもいじめ対策委員会【「市いじめ防止基本方針」第5章（4）】

(1) 目的： いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起こりにくい学校をつくろうとする意識を高め、「ストップいじめ！」に向けた取組を、主体的に推進する

(2) 構成員： 児童会長、児童副会長、児童会書記、各委員会委員長10名

(3) 開催： 1、2学期に開催

(4) 内容

ア 児童が、「ストップいじめ！」に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 児童が、話し合いの結果を、学校に提言する。

ウ 児童が、話し合いの結果を、学校運営協議会に提言する。

エ 児童が、提言した取組を、主体的に推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

ア 学校は、「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

イ 学校は、道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

学校は、「いじめ撲滅強化月間」を6月に設定し、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」

(1) 学校は、実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じ、以下の内容について取り組む。

ア 児童啓発ポスターを活用した、「ストップいじめ！」に向けた学級スローガンづくり

イ 児童会による、「ストップいじめ！」に向けたキャンペーンの展開

ウ 校長等による講話

エ 学級担任等によるいじめに係る課題未然防止教育の実施

オ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

学校は、「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

学校は、教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめが起りにくい集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

学校は、「人間関係プログラム」に係る調査結果を、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握に生かし、安全安心であたたかな雰囲気学級の学級づくりと、いじめが起りにくい集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業

(1) 学校は、授業の実施を通し、児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けさせるよう努める。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人へ相談することができるようにする。

(2) 授業の実施： 1年生 11月、2年生 11月、3年生 7月

4年生 6月、5年生 7月、6年生 7月

5 メディアリテラシー教育

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

ア 学校は、安全に正しくスマートフォンや携帯電話等を使い、児童の情報活用能力の向上を図る機会を設定し、いじめの未然防止に努める。

イ 授業の実施： 6年生 5月

VI いじめの早期発見

1 日常的な児童への観察の徹底

- (1) 教職員は、児童のささいな変化に気付くよう努める。
- (2) 教職員は、気付いた情報を共有すること。
- (3) 教職員は、情報に基づき、速やかに対応すること。
 - ア 健康観察：一人ひとりの表情を確認し、呼名による朝の健康観察の実施 等
 - イ ICT活用：1人1台端末を活用したスクールダッシュボード「おはようメーター」を活用した、児童への声かけ・面談の実施 等
 - ウ 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートへの落書き、隣と机が離れている 等
 - エ 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかい、遊び道具の片付けの押し付け 等
 - オ 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番の押し付け 等
 - カ 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等
 - キ 部活動：部活動が無断で休む、ペアがつかれない、雑用の押し付け 等

2 「心と生活のアンケート」の実施

- (1) アンケートの実施
 - ア 学校は、学期初め（4月・8月・1月）に実施する。
 - イ 学校は、2(1)ア以外の時期においても、必要に応じて実施する
- (2) アンケートの結果の活用
 - ア 学校は、アンケート結果を、学年や学校全体で情報共有する。
 - イ 学校は、アンケート結果に応じて、児童と面談を実施する。
 - ウ 学校は、面談を実施した児童について、学年や学校全体で情報共有する。
 - エ 学校は、必要に応じて、保護者へ連絡を行い、情報共有する。
 - オ 学校は、いじめ（いじめが疑われるものを含む）を認識したときは、「児童生徒の心のサポート 手引き～いじめに係る対応～」に基づき対応する。

3 教育相談日・教育相談週間の実施

- (1) 学校は、教育相談日を月1回、設定する。
- (2) 学校は、保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
- (3) 学校は、2学期に教育相談週間を実施する。

4 保護者アンケートの実施

- (1) 学校は、年2回（6月、10月）保護者を対象としたアンケートを実施する。
- (2) 学校は、アンケート結果を活用し、いじめや問題行動等の情報収集を行う。

5 地域からの情報収集

- (1) 学校は、民生委員・主任児童委員と連携し、随時、各地区における本校在籍児童の家庭についての情報を共有していただく。
- (2) 学校は、防犯ボランティアと連携し、年に2～3回の会議を開催し、児童の登下校の様子等についての情報共有をしていただく。
- (3) 学校は、学校運営協議会を年に3回開催し、本校の教育活動全般についての情報共有をしていただく。

Ⅶ いじめの対応

- 1 学校は、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒の心のサポート手引き～いじめに係る対応～」に基づき、対応する。

《いじめの対応》

①いじめが疑われる行為を発見

↓

- いじめが疑われる行為の発見は、教師によるもの、いじめアンケート実施によるもの、保護者からの連絡等様々である。
- 児童生徒の日々の些細な変化に気付くよう留意する。

②情報共有

↓

- 発見者が一人で抱え込まず、担任、学年主任・生徒指導主任・管理職へ報告する。
- 迅速な報告のもと、組織的対応を行う。

③いじめ対策委員会Ⅰ

↓

- 管理職が、関係職員を招集し開催する。
- 聴き取り内容、対象者の検討、役割分担等を確認し、対応する。

④聴き取り

↓

- 聴き取り対象となる児童生徒との関係性等を総合的に判断し、最も聴き取りに適している教職員が、対応する。
- 複数で対応し、記録者が、聴き取った内容を記録する。

⑤いじめ対策委員会Ⅱ

↓

- 発生した事案を『いじめとして認知する』か否かを、組織で判断する。
- 今後の指導内容、見守り体制等について確認し、共通理解を図る。

⑥関係児童生徒や保護者への支援、指導・助言

↓

- いじめを受けた児童生徒・保護者への支援を行う。
- いじめを行った児童生徒・保護者への指導・助言を行う。

⑦いじめ対策委員会Ⅲ

- 関係者への支援・指導内容、具体的な見守り体制を確認する。

- 2 保護者は、家庭において、子どもの様子を把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 3 地域は、いじめを発見、又は、いじめが疑われる状況を把握したときは、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VII 重大事態への対応【「いじめ防止対策推進法」第28条】

- 1 学校は、いじめの深刻化やいじめの重大事態の発生を防ぐために、研修を実施し、教職員のいじめへの理解を深めることに努める。
- 2 学校は、児童が、いじめにより、以下の状況が発生した場合、法や国のガイドラインに基づき、いじめの重大事態が発生とした判断する。
 - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」がある場合
 - ア 児童生徒が、自殺を企図した場合
 - イ 児童生徒が、身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 児童生徒が、金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 児童生徒が、精神性の疾患を発症した場合 等
 - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合
 - ア 相当の期間（年間30日を目安）欠席している場合
 - イ 欠席の期間が、連続している場合
- 2 学校は、いじめの重大事態が発生した際、学校は直ちに教育委員会へ報告し、国のガイドラインに基づき、以下の対処を行う。

※いじめの重大事態の調査を行う主体は、教育委員会が判断する。

- (1) 学校が調査主体の場合
 - ア 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置する。
 - イ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - エ 学校は、調査結果を教育委員会へ報告する。
 - オ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- (2) 教育委員会が調査主体の場合
学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 教職員への研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

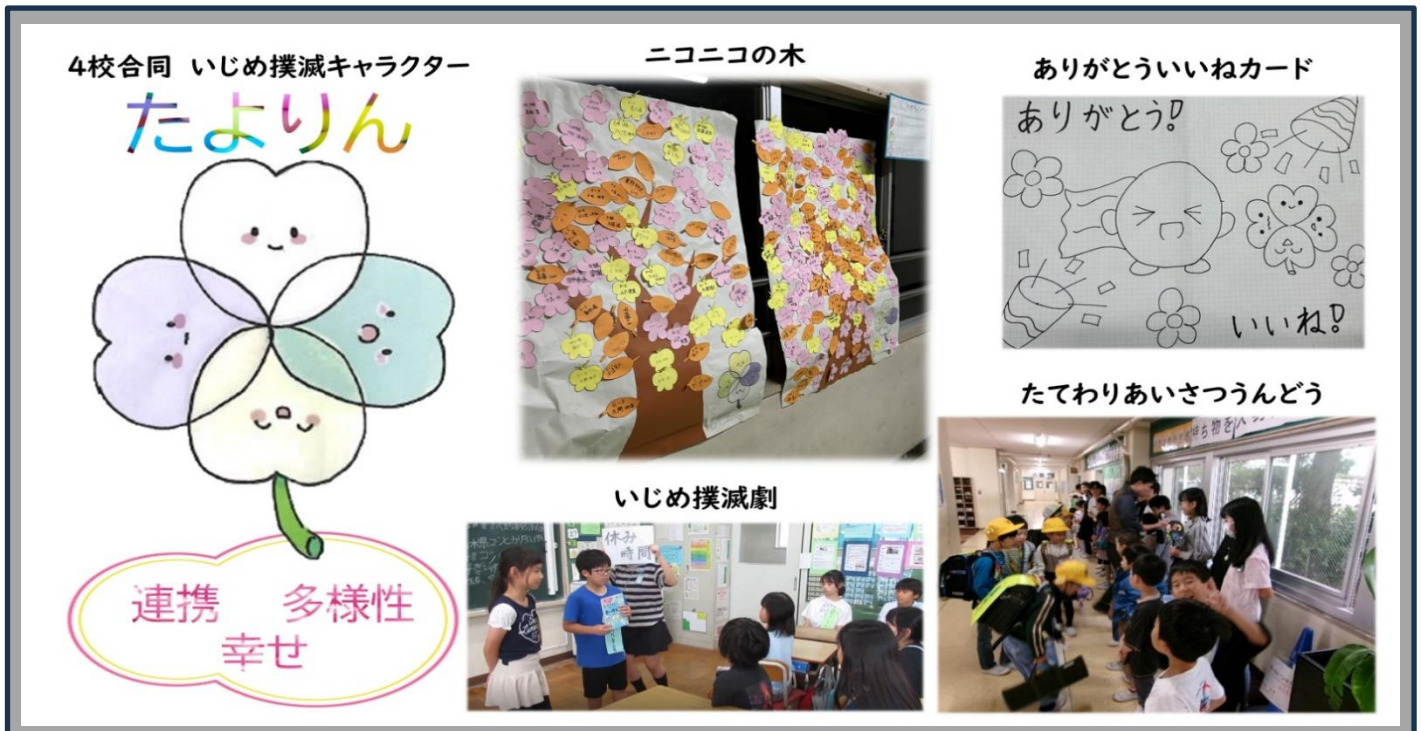
- (1) 「わかる授業を進めること」
 - ア 学校課題に研修を軸にした授業規律等についての研修
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - ア 児童生徒理解研修
 - イ 外部講師等による教職員研修
- (3) 情報モラル研修

X 子どもの意見の反映

1 児童のいじめへの捉え

よりよい常盤小にしていくためには、児童一人ひとりがお互いのよさに気づき、伝え合うことが大切だと考えている。笑顔あふれるときわっ子を目指し、活動をしている。

2 児童（生徒）のいじめ防止に向けた取組



(1) 常盤小、常盤北小、仲町小、常盤中の4校合同で作成したいじめ撲滅キャラクター

(2) 「うれしいことをしてもらった、喜んでもらえた」ときの気持ちを掲示した「ニコニコの木」

(3) いじめについて自分事として考えてもらう「いじめ撲滅劇」

(4) 児童同士の交流や笑顔を増やす「ありがとういいねカードキャンペーン」

(5) みんなが笑顔になり、安心できる雰囲気をつくる「たてわりあいさつ運動」

3 子どもの取組に対する教職員の支援（令和7年度）

(1) 「いじめ撲滅劇」を基に、学級でも「いじめ」についての話をを行い、困ったときや悩んだときの解決方法について一緒に考えるとともに、「いじめはしてはいけないことだ」という意識を児童の中に醸成した。

(2) 「ありがとういいねカードキャンペーン」では、教職員もカードを持って校内を回り、よい行いをしていた児童に渡すことで、校内の温かな雰囲気づくりに努めた。

(3) 「たてわりあいさつ運動」では、普段からペアとして活動している児童とのかかわりを大切にしながら、常盤小のあいさつがよりよくなるよう、各学級での声掛けを行った。

→令和8年度も引き続き、児童主体の取組を認め、必要な準備や支援、助言を行いながら、児童の活動を支えていく。

XI PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：10月とする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：各学期1回(5月、11月、2月予定)

(3) 校内研修会等の開催時期：8月開催予定 ※必要に応じて、随時開催する。